

東京農工大学学則の一部改正

現行	改正案	改正理由						
<p>第1章 総則 第2節 組織 (大学院) 第2条 (略) 2 本学の大学院(以下「本学大学院」という。)に、次の研究院、 学府及び研究科を置く。 農学研究院 工学研究院 工学府 農学府 生物システム応用科学府 連合農学研究科</p> <p>(学内施設) 第4条 (略) 2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び 施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="179 1145 678 1329"> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> <tr> <td>女性未来育成機構</td> </tr> <tr> <td>環境リーダー育成センター</td> </tr> <tr> <td>イノベーション推進機構</td> </tr> </table>	組織及び施設の名称	女性未来育成機構	環境リーダー育成センター	イノベーション推進機構	<p>第1章 総則 第2節 組織 (大学院) 第2条 (略) 2 本学の大学院(以下「本学大学院」という。)に、次の研究院、 学府及び研究科を置く。 農学研究院 工学研究院 <u>グローバルイノベーション研究院</u> 工学府 農学府 生物システム応用科学府 連合農学研究科</p> <p>(学内施設) 第4条 (略) 2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び 施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1075 1145 1433 1241"> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> <tr> <td>環境リーダー育成センター</td> </tr> </table>	組織及び施設の名称	環境リーダー育成センター	
組織及び施設の名称								
女性未来育成機構								
環境リーダー育成センター								
イノベーション推進機構								
組織及び施設の名称								
環境リーダー育成センター								

テニユアトラック推進機構  
グローバルイノベーション研究機構

## 第5条 削除

### 第2章 通則

#### 第6節 表彰及び懲戒

(懲戒)

#### 第31条 (略)

- 2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 停学が3月以上にわたるときは、その期間は、第54条の標準修業年限又は第84条の修業年限並びに第61条又は第92条の規定により定められた在学すべき期間には算入しない。

(新設)

### 第3章 大学院

#### 第7節 入学資格等

(再入学)

第57条 学長は、本学大学院を修了した者又は本学大学院に1年以上在学して退学した者が再び入学を願い出たときは、当該学府教授会等において選考の上、当該課程の相当年次に再入学を許可することができる。

## 第5条 グローバルイノベーション研究院に、次表のとおり機構を置く。

研究院名	機構名
グローバルイノベーション研究院	女性未来育成機構
	イノベーション推進機構
	テニユアトラック推進機構

### 第2章 通則

#### 第6節 表彰及び懲戒

(懲戒)

#### 第31条 (略)

- 2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 停学が3月以上にわたるときは、その期間は、第54条の標準修業年限又は第84条の修業年限並びに第61条又は第92条の規定により定められた在学すべき期間には算入しない。
- 4 前3項に定めるもののほか、懲戒については別に定める。

### 第3章 大学院

#### 第7節 入学資格等

(再入学)

第57条 学長は、本学大学院を修了した者又は本学大学院に1年以上在学して退学した者が再び入学を願い出たときは、当該学府教授会等において選考の上、当該課程の相当年次に再入学を許可することができる。ただし、第31条に規定する懲戒により退学となった者については、これを許可しない。

<p>第4章 学部 第4節 入学資格等 (再入学) 第88条 学長は、本学を卒業した者又は本学に1年以上在学して退学した者が再び入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、相当年次に入学を許可することができる。</p>	<p>第4章 学部 第4節 入学資格等 (再入学) 第88条 学長は、本学を卒業した者又は本学に1年以上在学して退学した者が再び入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、相当年次に入学を許可することができる。<u>ただし、第31条に規定する懲戒により退学となった者については、これを許可しない。</u></p>	
---	--	--

附 則(経教規則第2号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 東京農工大学学生懲戒委員会規程(平成18年18教規程第4号)及び国立大学法人東京農工大学学生に係る懲戒に関する申合せ(平成18年4月26日第18-1回学生生活委員会承認)は、廃止する。
- 3 平成28年3月31日以前に行った行為を対象とした懲戒により退学となった者については、改正後の第57条及び第88条の規定にかかわらず、なお従前の例による。